

認知症グループホームにおける 栄養改善をバックアップいたします

公益社団法人鹿児島県栄養士会栄養ケア・ステーションが管理栄養士をご紹介します

※次のような手順があります。

★令和3年度介護報酬改定で、認知症グループホームにおいて、栄養改善の取り組みを進める観点から、管理栄養士が介護職員等の皆様へ、利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制づくりを進めることを評価する加算が創設されました。

認知症グループホームにおける栄養改善の推進（栄養管理体制加算の新設）

<告示・通知 概要>

●管理栄養士（外部※との連携含む）が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を月1回以上行うこと
※ほかの介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。ただし、介護保険施設においては、常勤で1以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。

●「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該事業所における以下のいずれかに係ること

- ・利用者の低栄養状態の評価方法
- ・栄養ケアに関する課題（食事中の傾眠、拒食、徘徊・多動等）への対応方法
- ・食形態の調整及び調理方法
- ・その他当該事業所において日常的な栄養ケアの実施にあたり必要と思われる事項

【留意点】

- ・利用者ごとの栄養ケア・マネジメントではない。

低栄養リスク者の口腔・栄養スクリーニングや献立、食事や生活の状況について情報提供をしていただいた上で、食事の観察（ミールラウンド）を介護職員等と一緒にいき問題を共有しながら、助言や指導をさせていただきます。



●「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」を行うにあたって、以下の事項を記録すること

- イ 当該事業所において利用者の
栄養ケアを推進するための課題
- ロ 当該事業所における目標
- ハ 具体的方策
- ニ 留意事項
- ホ その他必要と思われる事項



出典：令和3年度介護報酬改定（栄養関連）の概要について 厚生労働省老健局老人保健課資料

〒890-0056

鹿児島市下荒田一丁目36-1

TEL 099-256-1216

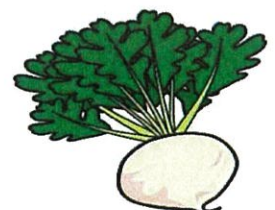
FAX 099-256-1217

携帯 080-7835-0607

E-mail cs-kagoshima@k-eiyoushikai.or.jp

《お問い合わせ先》

公益社団法人 鹿児島県栄養士会
栄養ケア・ステーションまで



管理栄養士ご紹介について

公益社団法人 鹿児島県栄養士会 栄養ケア・ステーション

1 業務委託契約

栄養ケア・ステーションへ「依頼申込書」(※栄養士会ホームページをご覧ください)を、FAX・E-mailで送るか、またはお電話ください。ご依頼内容をお伺いして、ご説明させていただきます。

介護報酬・診療報酬における「栄養ケア・ステーション」は、公益社団法人日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」になります。「認定栄養ケア・ステーション」と業務委託契約しても、診療報酬・介護報酬等の請求事務はできませんのでご注意ください。

2 担当管理栄養士のご連絡

当会栄養ケア・ステーションより担当管理栄養士をお知らせします。その後、担当管理栄養士よりご連絡いたします。

3 指導当日

事前の打ち合わせ通り、業務を実施します。

4 業務委託費用の精算

毎月末日締め後、請求書を郵送いたします。請求書に記載された指定口座に15日頃までに振込みをお願いいたします。振込み手数料につきましては、恐れ入りますがご依頼元さままでのご負担をお願いしております。



「栄養ケア・ステーションは地域での栄養ケア活動に貢献します。」